

◇「避難行動要支援者支援制度」とは

災害が発生し、又は発生のおそれが高まったときに、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者など（避難行動要支援者）に対して、あらかじめ要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておく必要があります。

この制度は、登録された方の情報を市で管理するだけでなく、普段から民生・児童委員、独居高齢者みまもり員、自主防災組織、まちづくり協議会、消防団等の地域の皆さんに見守っていただく体制を自ら整え、災害発生時等には安否確認や避難誘導などの救助・支援をいただくことを目的とした制度です。

*登録の対象者（避難行動要支援者）

1. 高齢者（65歳以上）：独居高齢者、ねたきり高齢者
2. 要介護認定3～5に該当する者
3. 身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）
4. 知的障がい者（療育手帳所持者）
5. 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）
6. 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者）
7. 小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病医療受給者証所持者）
8. その他災害時の避難行動に支援を必要とする者

*申込書について

1. [近隣協力員] は、ご自身でお願いして下さい。
2. 承諾署名欄は、ご自身で記入をお願いします。

*登録された方に心がけていただきたいこと

- ・避難支援をしていただく方とともに避難場所、避難経路の確認をしましょう。
- ・近隣協力員さんを初め、ご近所との良好な関係を保つようにしましょう。
- ・防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
- ・災害に備えて、自分のできることは自分で行うように心がけましょう。
- ・災害の発生が予想される時、または発生した時には近隣協力員さんへ自分から連絡するよう努力しましょう。
- ・定期的に災害発生時の行動についても見直しましょう。
- ・避難支援をしていただく関係者も被災し、安否確認や救助活動ができない場合もあります。

【お問い合わせ先】

- | | | |
|---------------------------|---------|---------------------------|
| ○独居またはねたきり高齢者・
要介護度3以上 | 長寿福祉課 | TEL：948-6408/FAX：934-1832 |
| ○身体・知的・精神障がい者・
難病患者 | 障がい福祉課 | TEL：948-6353/FAX：932-7553 |
| ○小児慢性特定疾病児童等 | すくすく支援課 | TEL：911-1811/FAX：908-6588 |